

昭和四十二年法律第三百三十一号

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
 (目的)

この法律は、土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用について必要な規制を行なうとともに、土砂等の運搬に関する事業の協業化等を図ること等により、土砂等の輸送に関する秩序を確立し、もつて道路交通の安全に寄与することを目的とする。

(定義)

この法律において「土砂等」とは、土、砂利(砂及び玉石を含む)、碎石その他政令で定める物をいう。

この法律において「大型自動車」とは、専ら貨物を運搬する構造の自動車で、国土交通省令で定めるものをいう。

この法律において「事業用自動車」とは、道路運送法(昭和二十六年法律第八百八十三号)第二条第八項に規定する事業用自動車をいう。

(表示番号の指定)
 土砂等の運搬の用に供するため大型自動車(事業用自動車であるものを除く)を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
 二 経営する事業の種類及び規模その他の概要
 三 自動車の自動車登録番号、車名、初度登録年及び最大積載量
 四 運搬する主要貨物の種類及びその年間予定期量
 五 自動車の車庫又は常置場所の位置
 六 運転者を雇用する場合にあつては、運転者の勤務時間、乗務時間及び乗務距離
 七 自らその運転者である場合にあつては、その乗務時間及び乗務距離
 八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるものに供するため大型自動車(事業用自動車であるものに限る)を使用しようとする者は、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならぬ。

3 第一条の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、すみやかに、その旨を国土交通大臣に届け出るとともに、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

(表示番号等の表示)
 土砂等の運搬の用に供する大型自動車(以下「土砂等運搬大型自動車」という。)を使用する者は、国土交通省令で定めるところにより、前条の規定による指定に係る表示番号その他の国土交通省令で定める事項を当該土砂等運搬大型自動車の外側に見やすいように表示しなければならない。

(使用廃止の届出)
 第五条 第三条の規定による表示番号の指定に係る土砂等運搬大型自動車を使用する者は、当該土砂等運搬大型自動車を土砂等の運搬の用に供しないこととなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(積載重量の自重計の取付け)
 第六条 土砂等運搬大型自動車を使用する者は、経済産業省令・国土交通省令で定める技術上の基準に適合する積載重量の自重計(積載重量を自動的に計量するための装置をいう)を当該土砂等運搬大型自動車に取り付けなければならぬ。

(使用の制限及び禁止)
 第七条 國土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に係る労働につき、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五条、第三十二条、第三十五条若しくは第三十七条の規定若しくは同法第四十条の規定に基づいて発する命令の規定(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)以下「労働者派遣法」という)第四十四条の規定により適用される場合を含む)又は労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十一条の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む)に違反する行為があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車の運転に係る労働につき、労働者派遣法(昭和六十年法律第八十八号)第六条の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む)に基づき一時抹消登録をされたものについては、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用的禁止の期間が満了するまでは、同法第十八条の二第一項本文の登録識別情報を通知しないものとする。

2 第二条の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む)に基づき一時抹消登録をされたものについては、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用的禁止の期間が満了するまでは、同法第十八条の二第一項本文の登録識別情報を通知しないものとする。

(協業化等の促進)
 第十一条 國は、大型自動車を使用して行なう土砂等の運搬に関する事業(以下単に「土砂等の運搬に関する事業」という。)の協業化及び運搬の近代化を促進するため、税制上及び金融上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、土砂等の運搬に関する事業の協業化及びその経営の近代化を促進するため、金融上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。
 (土砂等の運搬に関する事業を行なう者の団体)
 第十二条 土砂等の運搬に関する事業を行なう者が次に掲げる事項の全部又は一部を行なうことを中心とする目的として組織する団体(法人であるものに限る)は、その成立の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に、政令で定める事項を届け出なければならない。

第一項第一号、第三号若しくは第七号、第一百七十七条の四第一項第二号又は第一百八十八条第一項第五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。は第二項第一号又は第一百九十三条第一項第一号から第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

三 道路交通法第一百八十八条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第一百九十三条第一項第一号から第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

2 国土交通大臣は、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用的禁止の期間が満了したときは、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録番号標を返付しなければならない。

2 国土交通大臣は、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車を使用する者の住所地を管轄する地方運輸局長に通報しなければならない。

2 国土交通大臣は、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用的禁止の期間が満了したときは、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録番号標を当該土砂等運搬大型自動車の使用者に返却しなければならない。

2 国土交通大臣は、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車を使用する者の住所地を管轄する地方運輸局長に通報しなければならない。

2 国土交通大臣は、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用的禁止の期間が満了したときは、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録番号標を当該土砂等運搬大型自動車の使用者に返却しなければならない。

用を禁止したときは、当該土砂等運搬大型自動車の道路運送車両法(昭和二十六年法律第八百八十五号)による自動車検査証を国土交通大臣に返納し、又は当該土砂等運搬大型自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取りはずしたうえ、その自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車を使用する者の住所地を管轄する地方運輸局長に通報しなければならない。

一 構成員が行なう交通事故の防止を図るために措置に関する指導、調査及び研究

二 構成員が雇用する運転者の技能及び教養の向上を図るために他の行政官が交通安全に関する指揮、調査及び研究

三 団体としての交通安全に関する意見の公表又は行政官に対する申出

四 行政官が構成員に対して発する通知の構成員への伝達その他の行政官が交通安全に関する行なう措置に対する協力

五 この法律その他交通関係法令及び労働基準関係法令の違反行為の予防

六 國土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を関係各大臣に通知するものとする。
(報告等)

第十三条 國土交通大臣及び関係各大臣並びに都道府県知事は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による届出をした団体に対し、その行なう事業に関する必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指導及び育成)

第十四条 國及び地方公共団体は、第十二条第一項の規定による届出をした団体の指導及び育成に努めるものとする。

第十五条 國及び地方公共団体は、安全かつ合理的な土砂等の輸送体系の確立

國及ぼ地方公共団体は、安全かつ合理的な土砂等の輸送体系を確立するため、鉄道又は船舶による大量輸送を促進するとともに、輸送施設の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(報告及び検査)

第十六条 國土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、土砂等運搬大型自動車の使用に関する必要な報告を求めることができる。

国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項に規定する者の事務所その他の事業場又は土砂等運搬大型自動車の所在する場所に立ち入り、土砂等運搬大型自動車、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

2 第七条第二項又は第八条第二項に規定する地方運輸局長の権限及び前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。

(政令への委任)

第十八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十九条 第七条第一項又は第八条第一項の規定による処分に違反した者は、三月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反して、表示をせず、又は虚偽の表示をした者

二 第九条第一項の規定による命令に違反した者

三 第九条第三項の規定に違反した者

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、一万元以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反した者

二 第十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人若しくは人の業務又はその法人若しくは人が使用する大型自動車に関し、第十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科す。

第二十三条 第三条第一項若しくは第三項又は第五条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附 則 **抄** **(施行期日)**

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日から起算して九箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過規定)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **(昭和四四年八月一日法律第六八号)抄** **(施行期日)**

第一条 この法律中、第一条、次条、附則第三条及び附則第六条の規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から日から、第二条、附則第四条及び附則第五条の規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **(昭和四六年六月二日法律第九八号)抄** **(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **(昭和四七年六月八日法律第五七号)抄** **(施行期日)**

第三条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **(昭和五三年五月二〇日法律第五三号)抄** **(施行期日等)**

1 この法律は、昭和五十三年十一月一日から施行する。

附 則 **(昭和五七年七月二三日法律第六九号)抄** **(施行期日等)**

1 この法律は、公布の日から施行する。
第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局その他地方機関の長（以下「支局長等」という。）又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令（支局長等がした処分等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機関の長（以下「海運支局長等」という。）がした処分等とみなす。

二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に対してした申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令（支局長等に対してした申請等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対してした申請等とみなす。

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。（経過措置）

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定の施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止について、同条の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第七条第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年六月五日法律第二〇号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条から第八条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 前条の規定の施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止については、同条の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第七条第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則（令和二年六月一〇日法律第四二号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十七条の付記の改正規定、第二十四条の付記の改正規定、第二十六条の二の付記の改正規定、第二十六条の二の付記の改正規定、第二十一条の付記の改正規定、第五十二条の付記の改正規定、第五十四条の付記の改正規定、第七十条の付記の改正規定、第七十五条の四の付記の改正規定、第七十五条の八の付記の改正規定、第九十条第二項第三号の改正規定、第九十九条の二第四項第二号ハ及びニの改正規定、第一百三条第二項第三号の改正規

定、第一百三条の二第一項第一号の改正規定、第一百七条の五第二項第三号の改正規定、第一百七条の二の改正規定並びに第百十七条の二の改正規定並びに附則第三条及び第八条から第十一条までの規定 公布の日から起算して二十日を経過した日（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

附 則（令和四年四月二七日法律第三二号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条並びに附則第六条、第十一条及び第十五条の規定 公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第三条並びに附則第四条、第十二条（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第七条第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。）
（百三十一号）第七条第一項第二号の改正規定（「（百十八条第一項第三号」を「（百十八条第一項第五号」に改める部分に限る。）に限る。）及び第十四条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）

1 (施行期日) 第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日